



# やえがきたより



2023年3月号



発行  
 東部農業事務所家畜保健衛生課  
 (東部家畜保健衛生所)  
 〒373-0805  
 群馬県太田市八重笠町361-3  
 電話：0276-45-2041  
 FAX：0276-45-9994

## ＜記事の内容＞

- ・ 飼養衛生管理基準者による豚熱ワクチン接種制度について
- ・ 防疫アドバイザー制度を活用してみませんか
- ・ 茨城県での豚熱発生について
- ・ 野生イノシシの豚熱感染状況について
- ・ 韓国におけるアフリカ豚熱の発生について
- ・ 千葉県での豚流行性下痢 (PED) の発生について
- ・ オーエスキー病について

- ・ 定期報告書の提出をお願いします
- ・ もうすぐ産業廃棄物管理票 (マニフェスト伝票) の交付状況報告時期です
- ・ 堆肥の散布時は注意してください



## ＜添付資料＞

- ・ アジアにおけるアフリカ豚熱の発生状況
- ・ 韓国におけるアフリカ豚熱の発生状況

## ◆飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種制度について (令和5年4月から)

現在の家畜防疫員・知事認定獣医師による豚熱ワクチン接種に加え、農場の飼養衛生管理者も家畜防疫員・知事認定獣医師が交付する接種票のもと、豚熱ワクチンが接種できる制度が始まります。

飼養衛生管理者が豚熱ワクチンを接種するには、次の手順が必要です。

『①農場の認定を受ける → ②研修会に参加する → ③名簿へ登録する』

農場の認定には、いくつか条件がありますが、まずは飼養衛生管理基準を順守していることが大前提になります。

制度を利用する場合は、現在ワクチン接種を実施している獣医師と十分に相談してください。ご不明な点は、家畜保健衛生課までご連絡ください。



## ◆防疫アドバイザー制度を活用してみませんか



豚熱・アフリカ豚熱を見据えた農場バイオセキュリティ強化のために、コンサルタント専門獣医師から助言・指導を受けられる事業です。農場の現状に合わせた助言をもらえるので、今年度の参加農場からは「普段と違う視点からのアドバイスで防疫の弱点となっていた部分が見つかった」「従業員も含め、さらに防疫意識の向上・共有につながった」など、好評なご意見をいただいています。

ぜひ、この機会に専門獣医師からのアドバイスを受け、今後の対策に活用していただきたいと思います。興味のある方はお気軽に家畜保健衛生所までご連絡ください。

## ◆茨城県での豚熱発生について

令和5年3月1日に茨城県かすみがうら市で豚熱の発生がありました。豚熱ワクチン接種済みの豚での発症で、周辺では野生いのししが確認されていました。



これから暖かくなると、いのししの繁殖・出産シーズンとなり、いのししの群れが活発に動き回ります。衛生管理区域内の定期的な消毒や、野生動物侵入防止柵の点検など、豚舎にいのししと豚熱ウイルスを近づけないよう注意しましょう。

## ◆野生イノシシの豚熱感染状況について（令和5年3月9日現在）

東部管内で今年度実施した野生いのししの豚熱検査結果は次のとおりです。

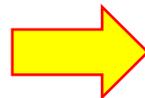
市町村名	検査頭数	陽性頭数	最終確認月
桐生市	93	15	令和4年11月
太田市	37	5	令和5年3月
みどり市	15	2	令和5年2月
合計	145	22	

今年度に入ってから桐生市、太田市、みどり市のいずれでも陽性が確認されています。農場の近隣までウイルスが存在していることを前提に対策を実施して下さい。

防護柵周囲に野生いのししが近づかないよう柵外側・衛生管理区域内の除草、また柵の消毒等、柵にウイルスが付着している可能性を考慮した対策をお願いします。



ワイヤーメッシュ柵が草に覆われている状態は、好ましくありません。



野生動物侵入防止のためのフェンス周辺は、雑草や不要物を整理し、見通しをよくしておきましょう。

## ◆韓国におけるアフリカ豚熱の発生について

アフリカ豚熱は、アジアでは2018年に中国で初めて確認されて以降、多くの国へ感染が広がり、令和5年2月にはシンガポールでも初めての感染が確認されています。韓国の豚農場では令和4年度12例の発生があり、直近では令和5年3月20日に北部に位置する京畿道抱川市で発生しています。アジアや韓国における、アフリカ豚熱の発生状況については、添付資料でご確認ください。

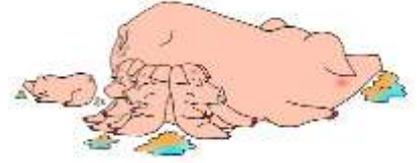
空港や郵便物での肉製品持ち込みは厳しく禁止されていますが、いつ日本にウイルスが侵入してもおかしくない状況が続いています。発生国の山野などで身につけていた服・靴・道具などにウイルスが着いたまま国内に持ち込まれる可能性もありますので、万が一国内にウイルスが侵入しても農場内に持ち込まないように、飼養衛生管理基準の順守をお願いします。



## ◆千葉県での豚流行性下痢（PED）の発生について

令和4年度シーズン（R4.9.1～）千葉県でPEDが発生しています。昨年度シーズンは全国で3道県4農場の発生でしたが、今シーズンは千葉県のみではあるものの11月から3月の間で23例の発生が確認されています。

哺乳豚だけでなく、肥育農場の肥育豚でも下痢が見られ、4000頭以上が発症しています。豚熱対策と共通しますが、入場時・畜舎に入る際の更衣・履き替え・消毒を徹底し、ウイルスから豚を守りましょう。



区分	確定診断日	発症頭数	死亡頭数	区分	確定診断日	発症頭数	死亡頭数
1例目	R4.11.1	100	0	13例目	R5.2.8	1703	0
2例目	R4.12.28	405	10	14例目	R5.2.9	30	0
3例目	R5.1.5	120	0	15例目	R5.2.13	41	0
4例目	R5.1.10	500	0	16例目	R5.2.13	3	0
5例目	R5.1.10	53	0	17例目	R5.2.17	20	0
6例目	R5.1.11	100	5	18例目	R5.2.21	5	0
7例目	R5.1.16	101	0	19例目	R5.2.25	100	0
8例目	R5.1.30	305	0	20例目	R5.3.6	160	48
9例目	R5.1.31	2	0	21例目	R5.3.10	80	7
10例目	R5.2.1	240	0	22例目	R5.3.14	20	0
11例目	R5.2.7	10	0	23例目	R5.3.24	3	0
12例目	R5.2.7	50	0	合計		4151	70

## ◆オーエスキー病について

令和5年2月に国内で茨城県のウイルス浸潤地域がステータスⅢ前期（清浄性確認はされているがワクチン接種をしている地域）に変更され、これで国内でのオーエスキー病ウイルス浸潤地域はなくなりました。

管内でも現在継続的にワクチン接種をしている農場はなく、現在ステータスⅢ前期・後期である地域も血液検査で清浄性を確認しながら順次ステータスⅣと変更していく見込みです。

ステータスⅣの地域の農場も清浄性の確認のために検査は必要ですので、今後ご協力をお願いします。

## ◆定期報告書の提出をお願いします

家畜伝染病の発生予防やまん延防止等を図るため、年に1回、飼養衛生管理状況の報告が義務付けられています。

未提出の方につきましては、家畜保健衛生課から送付した書類に必要事項を記入の上、報告期限となっている**令和5年3月31日まで**に提出をお願いします。



### 《 注 意 事 項 》

※ 「農場平面図」「埋却地確保状況」が未報告の方は、必ず提出をお願いします。

また、畜舎等の増改築や増頭等を行った場合は、再提出が必要です。

※ 未報告の場合や飼養衛生管理基準が遵守されていないと判断された場合は、農場で伝染病が発生したときに国から支給される手当金が、減額または不支給となるおそれがあります。

## ◆もうすぐ産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）の交付状況報告時期です

毎年1年間の産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）の交付状況に関する報告書を作成し、群馬県知事に提出することになっています。マニフェスト伝票は、4月以降に家畜保健衛生所から対象農家あてに送付します。これをもとに「産業廃棄物管理票交付状況報告書」を作成し、群馬県東部環境事務所に提出してください。

対象者	死亡した家畜の処分を処理委託契約を締結した業者に依頼した農家
対象期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
提出書類	産業廃棄物管理票交付状況報告書
提出先	<u>群馬県東部環境事務所</u> （〒373-0033 太田市西本町60-27）
報告期限	令和5年6月30日まで

死亡した家畜は産業廃棄物であり、畜産事業者には、法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）に基づき処理委託契約を締結し、適正に処理する責任があります。

- ※ 処分を依頼する際には、産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）を必ず記入し処理委託契約を締結した業者に渡してください。
- ※ マニフェスト伝票は、5年間は大切に保管してください。

## ◆堆肥の散布時は注意してください

これからの季節は、田畑や草地などへの堆肥散布作業が行われる時期になります。農作物の健全な生育にとって重要な作業ですが、例年「悪臭」など堆肥の散布による苦情が発生しやすい時期でもあります。堆肥を散布する際は、以下の点に注意してください。

- 十分に発酵した堆肥を散布し、散布後は速やかにすき込みを行う。  
また、搬出先の耕種農家に速やかなすき込みを依頼する。
- 一時的に田畑等で保管する場合は、悪臭の発生や堆肥の流出等を防ぐためにシート等で覆う。
- 必要に応じ、堆肥を散布することを事前に周辺住民に知らせて、理解を促す。



### 《疾病等の発生に伴う休日等の対応について》

休日等であっても家畜の異常等が認められた場合は、  
「家畜保健衛生課あて」下記まで連絡をお願いします。

**電話番号 0276-45-2041（24時間対応）**

- ※ 「やえがさだより」は、群馬県ホームページにも掲載しています。ご活用ください。
- ※ 畜産業を廃業された方に送付された場合は、家畜保健衛生課までご連絡ください。